

# 令和7年度京都市高齢者新型コロナワクチン・インフルエンザワクチン接種広報業務委託仕様書

## 1 業務名称

令和7年度京都市高齢者新型コロナワクチン・インフルエンザワクチン接種広報業務

## 2 業務委託の目的

令和6年度以降、新型コロナワクチン接種は、個人の重症化予防を目的とし、インフルエンザと同様、予防接種法上のB類疾病の定期接種を実施している。

この定期接種について、国からは、期間は秋冬の間とすること、また接種対象者はインフルエンザワクチンと同一とすることが示されており、加えて、医師が必要と認めた場合は新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンの同時接種が認められていることなどを踏まえ、本市においては両ワクチンの定期接種を同一期間で実施する予定としている。

両感染症の同時流行に備え、接種対象者が、ワクチンの効果等を適切に判断したうえでワクチンを接種し、重症化予防が図られるよう、両ワクチンの定期接種の趣旨や効果、実施方法等について接種対象者に的確かつ広く周知・広報する必要がある。

については、広報の実施に当たり、本市が実施する広報媒体の作成及び納品について、民間企業のノウハウを活用し、効果的なものとするため、外部委託することとする。

## 3 業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 4 業務内容等

### (1) 広報計画の作成

適切かつ効果的な広報の実施に向け、広報計画を作成し、発注者に報告すること。

広報計画は接種対象者である高齢者を意識したものであること。

### (2) ポスター及びチラシの版下制作・納品

ポスター及びチラシの版下制作にあたって、盛り込むべき情報は発注者から提供する。

デザインは受注者のノウハウを活かし高齢者に分かりやすく、伝わりやすいものとする。

また、ポスター及びチラシの用途に応じて、適宜、発注者がレイアウトの変更等の指示を行うことがあり、その際は、指示に基づき、デザイン等の修正を行うこと（本市が独自で行う広報を含む（後述(6)を参照））。

現時点で発注者が使用するポスター及びチラシの用途は以下のとおり予定しているため、発注者が指定する形式にて納品すること（現時点での予定に基づくものであるため、変更する可能性がある。）。

なお、これら版下は、発注者が許可した場合に限り使用できることとする。

※ 詳細な印刷部数、納品形態（四つ折り等）、及び納品先は、発注者が個別に指定することとし、納品日は契約締結後に協議のうえ決定する。

ポスター		チラシ	
用途	納品方法	用途	納品方法
市政広報板掲示用 市庁舎等掲示用	B 3 横ポスター 11,000 部 発注者にまとめて納品	回覧チラシ用 市庁舎等配架用	A 4 縦チラシ 55,000 部 発注者にまとめて納品
市バス掲示用	B 3 横ポスター 900 部 交通局にまとめて納品	その他配架用	A 4 縦データ (版下データを市に納品)
協力機関掲示用	B 3 横ポスター 230 部 指定の送付先に個別納品 (ゆうパックを想定※)		
その他掲示用	B 3 横データ (版下データを市に納品)		

※ 梱包資材の指定はなし。封筒に収まるサイズに折って、ゆうメールを使用するの納品も可。郵送料等は経費として見積金額に計上可。

※ ポスター・チラシに掲載する Web ページ（京都市情報館）は京都市で作成し、二次元コードを提供する。

(3) 本市の指定広報

新聞広告（実施媒体・実施時期・回数・サイズは事業者が提案すること）

※ 過去の受注者による実績

京都新聞・朝刊・半5段・モノクロ 実施予定期間内で2回掲載

(4) 事業者による独自広報

接種率の向上に向け、事業の概要について高齢者に広く周知する必要があることから、受注者が実施する独自の広報を提案すること。実際に実施するときは、双方協議すること。

なお、過去の受注者による独自広報の実績については以下のとおりであるが、これに捉われることなく、高齢者向けの広報として有効と考えられる手法を提案すること。

- ・京都市営地下鉄吊り広告
- ・民営バス車内広告
- ・Web におけるバナー広告
- ・生活情報誌への広告掲載

(5) 著作権

広報業務に係る成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する二次的著作物の権利を含む）は、発注者に帰属するものとする。

また、受注者は、当該成果物に係る著作権者人格権を行使しないものとする。

(6) 留意事項

本委託事業以外に発注者において実施を予定する広報は以下のとおりである。

- ・京都市情報館での情報掲載
- ・市民しんぶんでの情報掲載
- ・市プレスリリース
- ・高齢者宛て送付物へのチラシの同封
- ・その他関係機関（協力医療機関・老人介護施設等）でのポスター掲示、チラシ配架
- ・老人クラブでのチラシ配布
- ・民生委員へのチラシ提供

これらは、本委託事業で作成いただいたデータ版下をもとに、京都市が独自に印刷業者に発注を予定しているものであるため、見積金額への計上はしないこと。

## 5 業務の再委託の禁止

受託候補者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託してはならない。また、業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に本市に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を通知し、その承認を得なければならない。

なお、その場合、当該再委託先に対し、仕様書に定める受託候補者の義務と同等の義務を負わせるとともに、本市に対して、当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うこととする。

## 6 実施体制の確保及び報告

受注者は、行政サービス・公共サービスの提供者となることから、円滑な業務遂行に係る実施体制を確保するため、以下事項の遵守を徹底すること。

### (1) 業務管理者の配置

委託業務全般を統括する管理者を配置すること。

管理者は、主に業務の運営計画の策定及び進捗管理、業務実施体制のマネジメント・指導、発注者との連絡調整を行う。

### (2) 実施計画の策定

受注者は、契約の締結後、発注者と協議のうえ、①業務実施体制、②業務フローチャート（各業務の手順等を示したもの）、③スケジュールを発注者へ提出すること。

## 7 委託料の支払

委託料は、受注者から提出された業務完了届等の資料をもとに発注者において必要な検査を行い、当該検査に合格した場合において、受注者の請求に基づき一括で支払うことを予定しているが、契約の際に、発注者と受注者双方協議のうえ決定する。

なお、業務の変更、追加又は中止があったときは、発注者及び受注者協議のうえ、契約内容及び委託料を変更するものとする。

## 8 成果物等の提出

成果物等	提出期限	提出部数
事業報告書（電子データ）	委託契約期間終了後	1部
作成物（ポスター等）	2週間以内	各1部

## 9 損害賠償

故意、過失を問わず、受託者が本業務を遂行するに当たり、受託者の責めに帰する事由により、市民の権利や法律上保護される利益を違法に侵害した場合は、受託者がその損害を賠償する責任を負うものとする。

## 10 契約の解除等

### (1) 契約の解除

業務開始後、受託者が本仕様書内で求めている水準を維持できないと判断した場合は、発注者は相当の期間を定めて受託者に対し是正を求める。

是正を求めたにも関わらず、正当な理由なく受託者がこれに従わない場合又は発注者の定めた履行期限までに受託者による是正が困難なため契約の目的を達成

することができないと認められる場合は、発注者は受注者に対して、契約解除及び損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠償を求める。

(2) 契約額の減額

受託者が本仕様書内で定めている業務の一部を実施できなかった場合には、発注者は当該業務の割合に応じて契約額を減額する。

1.1 その他

本業務の遂行に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義若しくは変更の必要が生じた場合は、発注者及び受注者間で協議のうえ決定する。